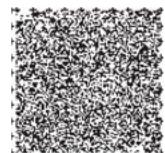


# 西東京市教育計画

平成31(2019)年度  
▼  
2023年度



西東京市教育委員会



## 1 計画の位置付けと期間

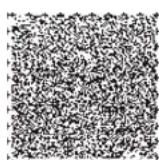
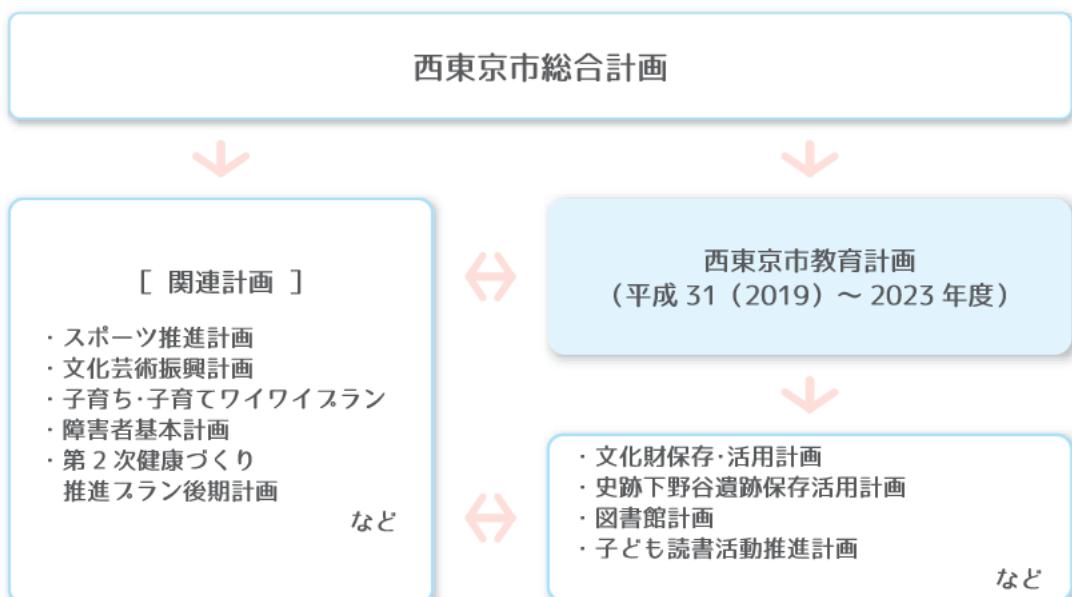
この計画の期間は、平成31(2019)年度から2023年度までの5年間とします。

この計画は、教育基本法第17条第2項に規定する「当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けるものであり、西東京市において、平成31(2019)年度からの5年間を中心に取り組むべき基本的な方向性と主要な施策を示すものです。



## 2 他計画との関係

この計画は、西東京市総合計画に基づき、スポーツ推進計画、文化芸術振興計画、子育ち・子育てワイワイプランなどの関連計画とも連携を図りながら施策を進めるものです。



# 2

## 計画の基本方針

### [ 西東京市教育委員会の教育目標 ]

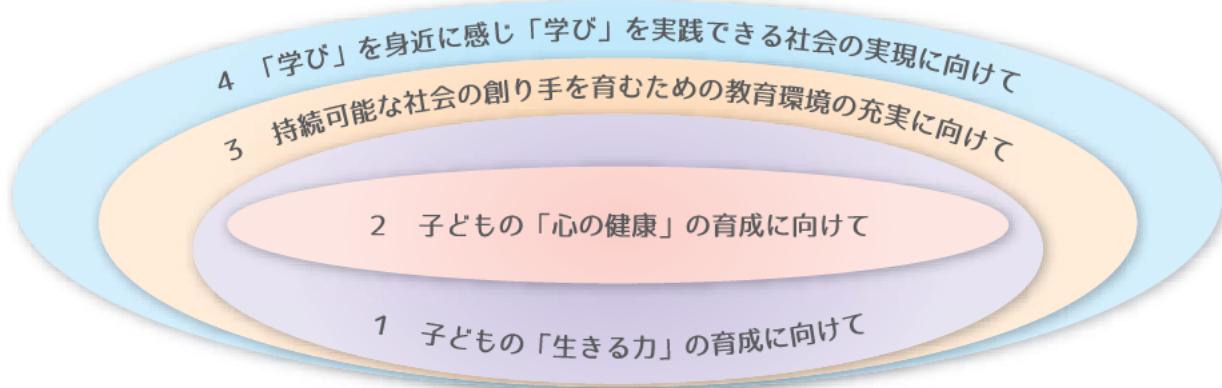
西東京市教育委員会は、すべての市民が進んで知性、感性を磨き、道徳心や体力を高め、人間性を豊かにし、国際社会の平和と発展に貢献することを願い、次に掲げる市民の育成を教育目標とします。

- ・互いの生命と人格を尊重し、思いやりと規範意識のある市民
- ・社会の一員として、勤労と責任を重んじ、広く社会に貢献しようとする市民
- ・自ら学び考え方行動する、個性と創造力豊かな市民
- ・伝統と文化を尊重し、自然と郷土を愛するとともに、環境の保全に寄与する市民

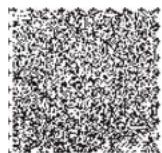
また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。

そして、教育は、学校、家庭、地域及び行政が連携し、それぞれが責任を果たして行われなければならないとの認識に立って、ともに学び・ともに成長し・ともに励ましあう自主的・自発的活動を推進し、すべての市民が教育に参加することを目指します。

### [ 計画の基本方針イメージ図 ]



教育目標を達成するために、基本方針を基に様々な施策を展開します。また、各基本方針の位置付けは、イメージ図のとおり、「基本方針1」が「基本方針2」を包含し、「基本方針3」と「基本方針4」がさらに包含しています。



# 3

## 計画の体系

### | 基本方針 |



### | 方向 |

- 1 社会の変化に応える確かな学力の育成
- 2 豊かな心を育む教育の実現
- 3 子どもの健康づくりと体力づくりの推進
- 4 一人ひとりを大切にする教育の推進

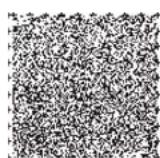
### | 施策 |

- |   |   |   |  |
|---|---|---|--|
| ① きめ細かな学習指導による基礎・基本の習得と活用<br>② 学ぶ意欲の向上に向けた教育の充実・推進<br>③ 教育の情報化による学習指導の質の向上<br>④ 持続可能な開発のための教育(ESD)の推進 | ① 人権教育の推進<br>② いじめや暴力行為の防止に向けた教育の推進<br>③ 道徳教育の充実<br>④ 読書活動の推進 | ① たくましく生きるための健康と体力づくりの推進<br>② 望ましい生活習慣や規律のある生活習慣の確立 | ① 校内体制の充実<br>② 個に応じた教育実践の内容の充実<br>③ 個に応じた教育実践を支える教育委員会の役割の充実 |
|---|---|---|--|



- 1 相談・支援の充実
- 2 学校における教育支援体制の充実
- 3 学校を支える多様な教育資源の充実

- |  |  |                       |
|--|--|-----------------------|
| ① 教育相談センターにおける相談・支援の充実<br>② 子どもの育つ環境を支援するネットワークの充実 | ① 児童・生徒の「心の健康」の育成<br>② 学校と教育委員会との連携による支援の充実<br>③ 不登校への対応 | ① 個の教育的ニーズに応じた教育資源の充実 |
|--|--|-----------------------|



## 基本方針

### 3

持続可能な社会の  
創り手を育むための  
教育環境の  
充実に向けて



### 4

「学び」を感じ  
「学び」を実践できる  
社会の実現に向けて



## 方向

## 施策

### 1 時代の変化に対応した 学習環境等の整備

- ① 小中一貫教育の推進
- ② 学校の教育環境の整備
- ③ 学校給食環境の整備
- ④ 情報教育環境の整備
- ⑤ 学校施設の適正規模・適正配置と維持管理

### 2 学校経営改革の推進

- ① 学校組織の活性化
- ② 学校における働き方改革の推進

### 3 学校を核とした 地域づくりの推進

- ① 地域と学校の連携・協働の仕組みづくり
- ② 安全・安心な教育環境の推進

### 4 家庭における 教育力の向上

- ① 家庭教育に関する学びの機会の充実

### 1 多様な学びをつなぐ 生涯学習の振興

- ① 生涯学習推進体制の充実
- ② 生涯学習情報を提供する体制の整備
- ③ 学びを通じた地域コミュニティづくり

### 2 誰もが学習に参加できる 機会の充実

- ① 誰でも学べる機会の充実
- ② ライフステージに応じた  
学びの機会の充実

### 3 「学び」が実践できる 地域の学習資源の活用

- ① 公民館機能の充実
- ② 図書館機能の充実
- ③ 文化財の保存と  
活用の充実
- ④ その他地域の  
学習資源の充実



# 4

## 計画内容

### 基本方針1 子どもの「生きる力」の育成に向けて

次代を担う子どもたちが自らの人生を切り拓くために、主体的・対話的で深い学びを通して、確かな学力を育むとともに、豊かな心や健康・体力などの「生きる力」を育成していきます。

#### ◆ 全な取組

- ・基礎的・基本的な知識・技能の定着
- ・主体的・対話的で深い学びの実現
- ・自尊感情や自己肯定感を高める指導の充実
- ・いじめ防止対策の充実
- ・健康に関する指導の充実
- ・食育の推進
- ・校内体制の充実
- ・特別支援学級、特別支援教室の内容の充実

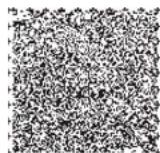


### 基本方針2 子どもの「心の健康」の育成に向けて

子どもが「生きる力」を身に付け、持続可能な社会を創る一員として、学び続けられる大人になっていくためには、子どもの「心の健康」の育成が重要になってきます。様々な出来事に出会い、すぐに解決できない問題に直面しても、力強く生きていくよう、「心の健康」の育成に向けた相談・支援体制を充実させます。

#### ◆ 全な取組

- ・教育相談センターにおける相談・支援の充実
- ・子どもの育つ環境を支援するネットワークの充実
- ・児童・生徒の「心の健康」の育成
- ・学校と教育委員会との連携による支援の充実
- ・不登校への対応
- ・個の教育的ニーズに応じた教育資源の充実



## 基本方針3

## 持続可能な社会の創り手を育むための 教育環境の充実に向けて

時代の変化に対応するための学習環境などの整備や、学校における組織体制や教職員の働き方を見直すことで学校経営改革の推進を図ります。さらに、学校を核としながら連携・協働し合う地域づくりに取り組むとともに、家庭教育への支援を充実させることにより、持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実を図ります。

### 主な取組

- ・小中一貫教育の推進
- ・ICT環境整備
- ・学校施設の適正規模・適正配置の検討
- ・学校経営計画の活用
- ・学校における働き方改革の推進
- ・放課後子供教室
- ・地域連携の推進
- ・多世代が参加できる事業の提供



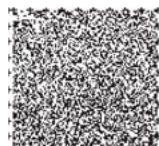
## 基本方針4

## 「学び」を身近に感じ「学び」を 実践できる社会の実現に向けて

社会の変化に対応した学習機会の提供の充実を図ることにより、生涯にわたって学び、活躍できる環境の整備に取り組みます。これにより、地域コミュニティの維持・活性化や地域課題の解決に寄与する「学び」と「活動」の循環の形成を目指します。

### 主な取組

- ・生涯学習行政のネットワーク化
- ・生涯学習情報を提供する体制の整備
- ・誰でも学べる学習機会の提供
- ・市民活動団体への支援、相談
- ・ヤングアダルト(YA)サービスの充実
- ・文化財資料の調査・研究



# 5

## 計画の推進体制

計画を着実に推進していくために、次の3点を基本体制とします。

### 1 P D C A サイクル

教育委員会では毎年度、計画において特に推し進める施策(西東京市教育委員会の主要施策)を掲げています。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、毎年度その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い報告書を作成しています。毎年度行っている当該年度における主要施策の策定や実施した施策事業に対する点検・評価などで、P D C A サイクルを構成します。

### 2 組織間連携

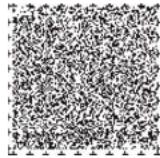
教育に関する大綱の策定、総合教育会議の開催や重点施策の策定など、市長と教育委員会が問題意識を共有し、連携を図りながら教育行政課題に取り組んでいます。

教育委員会は、この計画に掲げるもの以外でも、子どもたちや教育にとって、“いま”必要とされるものを提供できるよう、組織間連携を図りながら対応していきます。

### 3 指標項目

教育活動における評価は、必ずしも数値により算定できるものではありません。しかし、教育委員会では、時代を問わず教育に求められるものを「5年後に向けての指標項目」としてアンケート調査項目から抽出・設定しました。この指標項目については、計画期間を超える長期的な視点の下に数値向上を目指していくものと位置付けます。さらに、短期的に繰り返し改善を図る必要があるものについては、文部科学省で統計調査を行う全国学力・学習状況調査、教育委員会において毎年度実施する「点検及び評価」や西東京市第2次総合計画(後期基本計画)に掲げる指標等を参考指標として対応策を講じていきます。

#### 西東京市教育計画(平成31(2019)年度～2023年度) <概要版>



発行 平成31年3月

西東京市教育委員会 教育部教育企画課  
〒202-8555 東京都西東京市中町一丁目5番1号(保谷庁舎)  
TEL:042-464-1311(代表)  
FAX:042-423-2872  
ホームページ <http://www.city.nishitokyo.lg.jp>  
メールアドレス [kyouiku-k@city.nishitokyo.lg.jp](mailto:kyouiku-k@city.nishitokyo.lg.jp)

